

「子どもの権利条約」を踏まえた 枚方市の取り組みについて

教育子育て常任委員会所管事務調査 説明資料

令和6(2024)年9月2日



枚方市 子ども未来部



1:子どもの権利とは

2:子どもアドボカシーとは

3:枚方市における取り組み

4:枚方市における取り組み(支援の現場編)



国際的な流れ

- 1948年「世界人権宣言」採択

⇒「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言

- 1959年「児童の権利に関する宣言」採択

⇒「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言

- 1989年「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」

⇒国連総会にて満場一致で採択(1990年発効)

現在、全世界で196の国と地域が締約する人権条約に

⇒日本は、1994年に「子どもの権利条約」を批准



日本国内の動き

・ 国の動き

平成6(1994)年4月	児童の権利に関する条約批准
平成12(2000)年5月	児童虐待の防止等に関する法律制定
平成21(2009)年7月	子ども・若者育成支援推進法制定
平成24(2012)年8月	子ども・子育て支援法制定
平成25(2013)年6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律制定 いじめ防止対策推進法制定
平成28(2016)年6月	児童福祉法改正(児童の権利等の明文化等)
令和4(2022)年6月	こども家庭庁設置法制定
令和5(2023)年4月	こども基本法施行
令和5(2023)年12月	こども大綱策定



日本国内の動き

・地方公共団体の動き(子どもに関する条例制定の拡がり)

都道府県は29団体、指定都市は10団体が制定。指定都市を除く市区町村では、167団体が制定。

参考:一般財団法人 地方自治研究機構HP

・枚方市「子どもを守る条例」(令和3(2021)年3月施行)

第3条(基本理念)

一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること

第12条(子どもの社会参加等の推進)

市は子どもの社会参加及び意見表明の機会の確保を促進するため必要な措置を講ずる



子どもの権利条約4つの『権利』

子どもの権利条約は前文と54条で構成され、子どもの権利としての基本的な柱と言われているのは以下のとおりです。

1. 生きる権利

⇒すべての子どもの命が守られること

2. 育つ権利

⇒もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

3. 守られる権利

⇒暴力や搾取、有害な労働などから守られること

4. 参加する権利

⇒自由に意見を表したり、仲間を作って活動したりできること



子どもの権利条約4つの『原則』

1. 差別の禁止

⇒すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される

2. 子どもの最善の利益

⇒子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考える

3. 生命、生存及び発達に対する権利

⇒すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される

4. 子どもの意見の尊重

⇒子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する

⇒「こども基本法」にも取り入れられている



こども基本法（令和5（2023）年4月施行）

「こども基本法」では、「**子どもの意見を表明する機会の確保**」と
「**子どもの意見の反映**」について規定されている

第3条(基本理念)

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(参考)こども大綱(令和5(2023)年12月策定)

こども大綱に掲げるこども施策の6つの基本的な方針より

②こども（略）の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

⇒子どもの声(=意見)を聴くことが重要に



子どもの意見を尊重する「子どもアドボカシー」

◆ 子どもアドボカシーとは

子どもが意見や考えを表明できるようにサポートすること

◆ アドボケイトとは

子どもアドボカシーを実践する人のこと

※公的な資格はなく、NPO法人などがアドボケイトの養成講座を実施している

- 児童福祉法の改正により、令和6(2024)年から「児童の意見聴取等の仕組みの整備」が実施され、児童養護施設や一時保護施設の子どもたちへの措置を検討する際、子どもの意見を聞くことが都道府県、児童相談所設置市の役割として位置づけられる(改正法第33条3の3)
→意見表明等支援員(子どもアドボケイト)が法定化



子どもの意見を尊重する「子どもアドボカシー」

- 社会的養護の子どもに限らず、家庭の中にも自分の声を聞いてもらえないと感じている子どもはいる
- こども基本法に「全てのこどもについて、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」が明記された

⇒あらゆる子どもに対するアドボカシーの
必要性が広く認識されることに



「子どもアドボカシー」の6つの原則

1. エンパワメント

→子どもに自信を与えること、力をつけていく支援をすること

2. 子ども中心

→子どものリクエストと同意のもとで動くこと

3. 独立性

→他の組織や個人から独立し、利害関係のない状況で行うこと

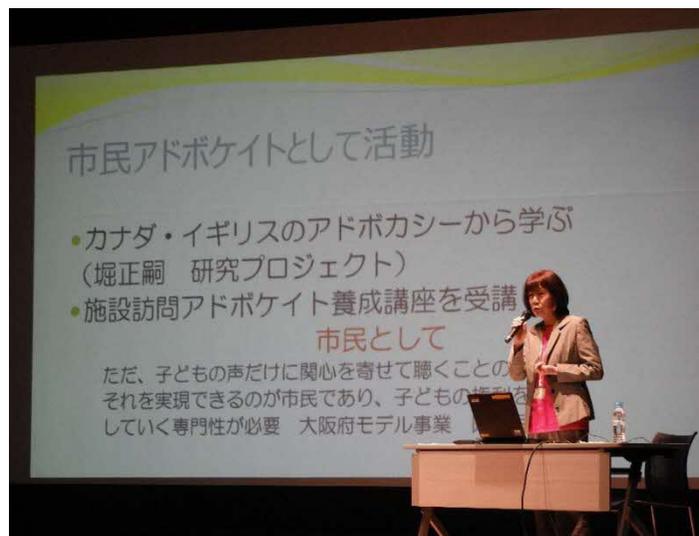
4. 秘密を守る

5. 機会の平等

6. 子どもの参加



令和5(2023)年度実施「感じてみよう！子どもの気持ち」



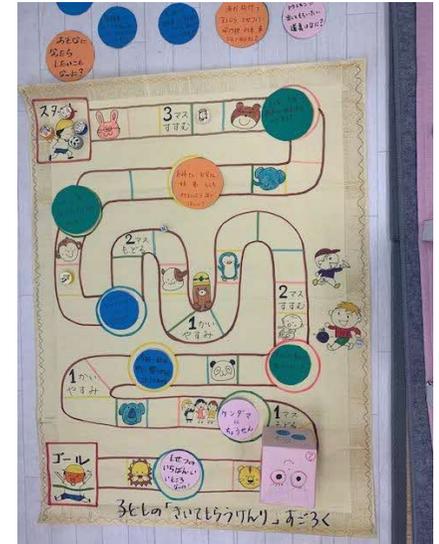
- 子どもを守る条例啓発事業として実施
- 大人向け講演会と**子ども向けワークショップ**(対象は小学1年生～中学3年生)を同時開催
- 講師およびファシリテーターは、アドボカシーセンターOSAKAのメンバーに依頼



令和5(2023)年度実施「感じてみよう！子どもの気持ち」

【子ども向けワークショップ】

- 子どもの権利やアドボケイト → 子ども向けの啓発動画で説明
- 子どもの権利すごろく → 遊びから「自分の思いを伝える」を体験する(右の画像)
- 「こどもかいぎ」 → 枚方市や周囲の大人に伝えたいことを発表



【参加した子どものおもい(抜粋)】

- やさしいおとながいっぱいいるイメージ
- 部活の時間を長くしてほしい
- 学校の休み時間がもっと長いほうがいい
- ひらかたパーク以外の遊園地を建ててほしい
- お店の中で遊べるおもちゃがあるおもちゃ屋さんがあったらいい



令和6(2024)年度の取り組み(予定)

- 「子どもを守る条例」の啓発事業として、条例そのものの認知度向上と条例に明記されている「子どもの意見表明の機会の確保」を目的に10月開催の枚方まつりに行政ブースを出展する

【企画案】

『ハロウィンかぼちゃに託すメッセージ&クイズに答えて景品をゲット!』と題してクイズとメッセージカードが一体となった用紙をかぼちゃの口に入れ、枚方市への子どもたちの率直な意見表明の場とする





(仮称)枚方市こども計画(素案)の策定に向けた意見聴取

【素案をとりまとめる上で、子ども・若者からの意見聴取を実施中】

1. 小学生・中学生

- QR 付きのチラシ等を タブレットから配信し、質問項目に答えてもらう

2. 高校生～30 代、子育て当事者

- SNS、広報、高校や大学へのチラシ配布 等で意見募集し、質問項目に答えてもらう

3. 声を聴かれにくい子ども・若者

- 就学前児童や障害のある子ども、ひきこもりもしくはその経験のある若者などについて、保育所(園)や学校などの生活の場や活動の場へ出向き、対面によりヒアリングを行う

4. その他

- 庁内各課がこども施策を実施するにあたり、目安となるような庁内統一的な意見聴取のしくみを構築するべく、検討を進める

04 枚方市における取り組み（支援の現場編）

◆まるっとこどもセンターにおける取り組み

○相談の場における実践

～18歳未満の子ども、子育て、親子関係などの相談

○意見やSOSを出せる力を高める～SNS相談



○相談の場における実践

保護者からの相談で工夫していること

・保護者からの相談事(困り事)は、子ども視点での困り事とは違う場合もあるため、必要な場合は子どもにも来所してもらうよう保護者を通じて依頼します。

・子どもが来所することになった場合は、子どもが安心して相談できるように、必要に応じて相談員を親担当、子ども担当と別々の者とし、各担当者が継続して気持ちを聞きながら支援していきます。



○相談の場における実践

子どもからの相談で工夫していること

- ・相談中に聞いたことは本人の了解が無ければ、保護者を含め他には話さないと約束します。

- ・「保護者でも学校関係者でもない安心して話せる大人」「ここで自分の話をしても良い」という安心感を持てるよう、本題に関する話を無理に聞き出そうとせず、プレイルームでゲームなどの遊びや好きな事の話しをして過ごすなど、時間をかけてでも信頼関係を構築するようにしています。

- ・自分の気持ちや望むことなど心の内を言語化することが難しい場合もあるため、子どものペースで話しをしてもらい、子ども担当はその話をよく聴いて、子どもに分かりやすい言葉を用いながら、言語化することを手伝います。



○相談の場における実践

子どもからの相談で工夫していること(つづき)

・子ども自身も「どうして親に言われたことが出来ないのか」、「どうして学校でトラブルを起こしてしまうのか」等と悩んでいることがあります。必要な場合は検査を行い、(子どもの年齢にもよるが)その結果を子ども自身とも共有しながら、自己理解を深める手伝いをします。

子どもの代弁者としての支援も

・子どもが望めば、悩みを解決するために保護者や学校へ協力を得られるよう子どもの代わりに伝えます。子どもが自分で保護者や学校へ伝えるという選択もあり、伝え方を共に考えることもしています。



○意見やSOSを出せる力を高める～SNS相談

・匿名相談であること、子どもにとって身近なSNSであることから、相談することのハードルを下げ、子ども自身の悩みやつらい気持ちを伝えやすいツールとなっています。(R5 23,853件)

・相談においては、自分の困り事や悩みをすぐに表現せず、日常会話(自分の好きな事、学校で習った事など)を入力してくる場合がありますが、そのような場合も1件1件丁寧に返信し、「安心して話せる相手」「ここで自分の話をしても良い」と安心感を持てるようにすることで、本当に相談したい事、困っている事などを徐々に表現し始めてくれます。

・対象者は小学校低学年もいるので、子どもにわかりやすい表現を用いて返信し、自分の気持ちや望むことなど、心の内を言えるように工夫しています。